

<児童生徒・保護者向け>

妙高市立小・中・総合支援学校「学習用タブレット利用のきまり（学校編）」

令和3年4月1日作成

妙高市教育委員会

妙高市立小・中・総合支援学校では、学習内容をよく理解し、より豊かな学びをしていくために、学習用タブレットを活用します。学習用タブレットは、あなたの学習に役立つ便利な道具ですが、心配されることもあります。

そのために、「学習用タブレット利用のきまり（学校編）」を定めました。全員がこのきまりを守り、「安心・安全・快適」に活用して学びを広げていきましょう。

※ここでの「学習用タブレット」とは、学校から貸し出すiPad（キーボードケース付き）のことを表しています。

※学校では、児童生徒の発達段階に応じて「学習用タブレット利用のきまり（学校編）」に関する指導を行います。

※「学習用タブレット利用のきまり（学校編）」は、実際に運用する中で、見直しを行います。

1 学習用タブレットを使う目的

学習用タブレットは、学習活動のために使うことで、より深い学習を実現したり、情報活用能力や情報モラルを身に付けたりすることを目的とします。

2 学習用タブレットを使うときに注意すること

●妙高市が学習のために貸し出すものです。大切に使いましょう。

- (1) 紛失、盗難、落下、水濡れに十分に気を付けます。
- (2) 持ったまま走ったり、床や屋外では直に地面に置いたりしません。
- (3) 水をかけたり、湿気の多いところでは使ったりしません。また、日光が強く当たる場所や、暖房器具の近くなどには置きません。
- (4) 学習用タブレットの画面は、指でふれるようにします。鉛筆などでふれたり、落書きをしたり、磁石をつけたりしません。
- (5) 先生とよく話し合い、使用するときの細かいルールを決めます。

3 保管の仕方

先生の指示に従い、指定の場所に保管します。

4 健康のために

- (1) 学習用タブレットを使うときには、正しい姿勢で、目とタブレットの画面との距離を 30 c m 以上離して使います。
- (2) 長時間使用をせず、時間を決めて使用します。

5 安全な使用

- (1) インターネットは正しく使えば学習を広めたり深めたり、生活を便利にすることができます。しかし、中には危険なサイトがあります。先生とインターネットを使うときの約束をきちんと決めましょう。危険なサイトに入ってしまったときは、タブレットをそのままにして先生に知らせます。
- (2) 情報を発信する際は、人の心を傷付けたり、不快感を与えたりしないように、相手を思いやって使います。
- (3) AirDrop (エアドロップ) は「受信しない」を設定します。使用するときには、先生の指示に従います。

6 カメラ等での撮影

- (1) 先生が指示したとき以外は、カメラ等の機能は使いません。
- (2) カメラ等で人を撮影したり、人の家や持ち物などを録音・録画したりするときは、勝手にせず、必ず相手や場所の許可をとります。

7 データの保存

学習用タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータの保存や削除は、先生の指示に従います。

8 個人情報・設定変更などに関する禁止事項

- (1) 学習用タブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- (2) パスコードなどは自分で管理します。忘れたときは、先生に伝えます。
- (3) 自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）は、インターネット上（SNSやホームページ等）に公開しません。
- (4) 次の場所には、学習用タブレットを持ち込んだり、使用したりしません。
○トイレ ○更衣室 ○プール ○保健室
ただし、学校の先生の許可がある場合は、使用できます。

- (5) インターネット上で、不適切なサイトの閲覧や投稿は行いません。どのホームページを見たか（アクセス履歴）は、自分の学習用タブレットで消しても、学校や教育委員会に分かるように設定されています。
- ※不適切な使い方をしていないか、先生が点検・確認します。
- (6) 学習用タブレットをケースから出して使用しません。
- (7) 先生や管理者が使いにくくなるため、学習用タブレットのホーム画面のアイコンの並べ方や位置、背景の画面、色などの設定を勝手に変えません。
- (8) 学習用タブレットには、今入っている以外のアプリケーションを入れたり、入っているアプリを勝手に削除したりしません。
- (9) 先生の指示がないのに、アカウントの変更や設定の変更を勝手にしません。
- ※故意に設定を変更するなどして学習用タブレットに不具合が生じた場合には、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただく場合があります。

9 不具合や故障、紛失・盗難

- (1) 学習用タブレット本体やインターネットが使えなくなり、再起動しても元にもどらないときや、故障のときは、先生に話をします。
- (2) 学習用タブレットを紛失したときには、心当たりのあるところを探し学校の先生にすぐに話します。
- (3) 故意による破損や紛失・盗難等の事故の場合には、弁償していただく場合があります。

10 使用の制限

「学習用タブレット利用のきまり」が守れないときは、学習用タブレットを使うことができなくなります。

11 その他

- (1) 学習用タブレットの使用開始にあたっては、妙高市立小・中・特別支援学校「学習用タブレット利用のきまり（学校編）」を児童生徒・保護者がよく読んで理解し、「確認書」を提出した後とします。
- (2) その他のきまりについては、各校で児童生徒の実態に応じて定めます。